

～ あけましておめでとうございます～

旧年中は大変お世話になりました。本年も貴社のご発展と快適な職場環境の構築のために、微力ながらも貢献できるよう尽力してまいります。今年もどうぞよろしくお願い致します。
スタッフ一同

～ ストレスチェックの義務化～

今回は「ストレスチェック」を取り上げてみたいと思います。

労働安全衛生法の一部を改正する法律が平成 26 年 6 月 25 日に公布されました。これにより、職場のメンタルヘルス対策に関して、新たにストレスチェック制度が創設されました。

労働者の心理的な負担の程度を把握するためのストレスチェックの実施は、平成 27 年 12 月 1 日から義務化されます。ただし、全事業場が対象というわけではありません。労働者数 50 人未満の事業場は当分の間対象外ですので、実施義務が生じるのは労働者数 50 人以上の事業場です。(会社全体で労働者数 50 人以上でも、一つの拠点・支店で 50 人未満であれば対象外です。)

実施方法は、1 年以内ごと 1 回以上、医師・保健師らにより調査票によって実施することを基本とし、一般健康診断と同時に実施することも可能。ただし、ストレスチェックは労働者に検査を受ける義務はなく、本人の同意なしに事業者に検査結果を通知できないという点が健康診断とは違っているポイントです。

厚生労働省はストレスチェック項目等に関する専門検討会や労働政策審議会で議論を進めていて、具体的チェック項目等は指針等で示されます。

働く人のメンタルヘルス対策の必要性・関心が高まっていることを受けての制度化だと思いますが、義務化まですでに 1 年を切っています。今後、実施に関してどのような具体的方法が示されるのか？注視していかなければいけませんね。

参考：厚労省ホームページ・厚労省ポータルサイト「こころの耳」

1 月の予定



労務	1/1~1/31	12 月分の社会保険料の納付
労務	1/1~1/31	労働保険料第 3 期分の納付 (延納申請をしている場合)
税務	1/1~1/10	12 月分の源泉所得税額・特別徴収住民税額の納付
税務	1/1~1/10	7~12 月分の源泉徴収所得税額 (納期の特例を受けている場合)
税務	1/1~1/31	給与支払い報告書の提出
税務	1/1~1/31	法定調書の提出



社会保険労務士事務所リーガルネットワークス

〒160-0022 東京都新宿区新宿 1-36-12 サンカテリーナビル 6F

Tel:03-6328-2239

<http://www.kintaikanrikenkyujo.jp>

記事担当：菊地